

個別計画案文の検討結果

修正計画案文

- 内閣府（犯罪被害者等施策推進室）
 - ・ 「犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等」（66）
 - ・ 「地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化」（151）
 - ・ 「コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援」（163・219）
- 内閣府（男女共同参画局）
 - ・ 「ワンストップ支援センターの設置促進」（64・162）
 - ・ 「暴力の被害実態等の調査の実施」（209）
- 警察庁
 - ・ 「司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置」（16）
 - ・ 「警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実」（57）
 - ・ 「被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進」（166）
- 法務省
 - ・ 「被害児童からの事情聴取における配慮」（109）
 - ・ 「犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実」（120）
 - ・ 「検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実」（177）
 - ・ 「日本司法支援センターによる支援の検討」（184）
 - ・ 「日本司法支援センターによる支援」（202）
- 文部科学省
 - ・ 「被害少年に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等」（54）
- 厚生労働省
 - ・ 「『PTSD対策に係る専門家の養成研修会』の内容の充実等」（38）

新規計画案文

- 内閣府（犯罪被害者等施策推進室）
 - ・ 「再被害防止のための安全確保方策の検討」（95）
- 金融庁
 - ・ 「預保納付金の活用方法の検討」（18・224）
- 国土交通省
 - ・ 「公共交通事故被害者への支援」（172）

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 内閣府（犯被） 】

【施策番号 66】

【事前提出した計画案文等】

- 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等
内閣府（犯被）において、財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。

【構成員の質問・意見】

- 伊藤構成員
内閣府において、臨床心理士会に限定せず、他の職能団体（日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本看護協会等）に犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する生活支援専門職の養成及び研修の実施は促進できないでしょうか。被害者支援では点の部分の支援のみでなく、面の支援が必要です。被害者等が福祉の制度を利用できれば生活再建の目途がたつことがあるが、その福祉の制度活用にあたって、それらをコーディネートする福祉専門職に犯罪被害者等についての理解がないため見過ごされてしまう現状があります。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえて、下記のとおり、修正・追記することとする。

- 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する**専門職**の養成等
ア 内閣府（犯被）において、財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。【内閣府（犯被）】
イ 内閣府（犯被）及び厚生労働省において連携し、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士等の養成及び研修の実施を促進する。【内閣府（犯被）、厚生労働省】

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 内閣府（犯被） 】

【施策番号 151】

【事前提出した計画案文等】

- 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化
内閣府（犯被）において、地方公共団体に対し、犯罪被害者支援分野における社会福祉士や臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。

【構成員の質問・意見】

- 伊藤構成員から意見（第 21 回会議における配布資料 3 より抜粋）
「犯罪被害者支援分野における社会福祉士および精神保健福祉士、ならびに臨床心理士等の専門職の活用」として頂きたい。生活支援を行う相談支援専門職の国家資格としては、社会福祉士のほかに精神保健福祉士があります。現場ではそれら双方の有資格者がその専門性を活かして活動しています。
- 伊藤構成員からの意見（第 21 回会議における発言）
ケアマネジメントというのは、個別のケースの支援についてしっかり専門職が対応していくものである。警察が早期の対応をしているのは承知しているが、中長期的な生活支援ということで、ケアマネジメントという手法で支援体制を整えていくことができないかという提案である。したがって、もし担うとすれば、地方自治体の相談窓口になると思う。警察でやっておられる被害者支援連絡協議会とはちょっと違う質のもので、本当に個別のケースに対応できるものということでお考えいただけないか。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

- 下記のとおり、案文を修正することとする。
- また、2つ目の意見に関しては、社会福祉士等の専門職を総合的対応窓口配置している地方公共団体は、まだまだ少数で、まずは地方公共団体に対して専門職の活用を働き掛けていくことが重要であり、御提案いただいたような事業をそのまま実施する旨を新たな計画に明記することは、性急すぎる感があると考えます。しかし、構成員の御提案も踏まえ、地方公共団体における専門職の活用が効果的な犯罪被害者支援方針につながる旨を追記することとする。
- 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化
内閣府（犯被）において、地方公共団体に対し、**犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため**、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、**精神保健福祉士及び臨床心理士**等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。

【構成員からの再質問・意見】

- 飛鳥井構成員からの意見
伊藤構成員からのご提案（被害者支援ケアマネジメント等事業案）は、被害者支援活動のさらなる充実を目指した重要な内容と考えますので、日頃から臨床現場でのケアマネジメントと、被害者支援での関係機関連携の双方に携っている立場からコメントします。
障害者や認知症高齢者のケア等では、医療だけでなく、社会福祉士や精神保健福祉士等がコーディネーターとなるケアマネジメント方式により、さまざまな制度と資源を活用しながら、より良い地域生活の実現を目指すことができています。一方、被害者支援では、相談対応・情報提供・直接支援等を担う相談（支援）員、警察・検察・弁護士等の司法関係者、心理的援助を担う臨床心理士等が3本柱となり、円滑な連携関係を築くこ

とがまず求められる。その上で、ケースごとに基礎自治体の福祉系ワーカー、保健師、主治医、産業医、スクールカウンセラー、養護教諭、児相ワーカー等々の関係職種との連携を広げているのが実状と思われる。その際、ことに後遺障害が存在する場合等では、福祉系ワーカーによるケアマネジメントは大きな力となっている。

したがって障害者福祉の有力な方法論であるケアマネジメント方式と、被害者支援機関連携の実状とを、どの程度、どのように重なり合わせられるかの検討がさらに必要と考えられる。今後、被害者支援活動のさらなる向上を目指して、基礎自治体の福祉系ワーカーに、その役割を拡充発展していただくためには、まず各地での実践経験をさらに積み重ねたボトムアップの議論が必要で、その上でモデル検討できれば、トップダウンの事業展開につながる可能性が期待できると思われる。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

各構成員からの御意見等を踏まえて、計画案文（修正案）のとおり、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うための地方公共団体における専門職の活用を働き掛けていくこととする。

【構成員からの再質問・意見】

○ 伊藤構成員からの意見

「地域における犯罪被害者等の支援体制の整備促進事業（普及促進事業）」でケアマネジメント・モデル事業を複数個所で実施できるよう促進し、その取組の効果を検証し、報告書の作成・配布を検討していただきたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員からの御意見も踏まえ、地方公共団体に対し、専門職の活用を働き掛け、その取組等について、他の地方公共団体にも情報提供するなどし、広く専門職の活用を働き掛けていくこととする。

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 内閣府（犯被）、警察庁 】

【施策番号 163・219】

【事前提出した計画案文等】

○ コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

内閣府（犯被）及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、内閣府（犯被）において、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。【内閣府（犯被）、警察庁】（163）（再掲：第4-2（219））

【構成員からの意見・質問】

○ 伊藤構成員からの意見

「また、内閣府（犯被）において、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員ほか民間支援員も参加する研修（必要な支援についての社会福祉制度やソーシャルワークの知識、ケアマネジメント手法を含むコーディネート技術等）の実施に努める。」とコーディネーターとしての知識・技術を習得できる具体的な研修内容を明記していただきたい。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

犯罪被害者等支援体制整備促進事業にあつては、先駆的な取組を行っている地方公共団体を支援するだけでなく、犯罪被害者支援体制の全国的な水準の底上げを図るべく、いまだ初歩的段階にある地方公共団体における人材育成事業や、犯罪被害者等施策がある程度進んだ地域からの経験を伝達していく事業など対象となる地方公共団体のレベルに合わせた幅広い事業を実施していることから、研修内容を限定するような記載ぶりは適当ではなく、原案を維持することとしたい。

ただし、構成員からの御意見を踏まえて、犯罪被害者等支援体制整備促進事業に当たっては、今後も参加者の知識・技能等に応じた研修を適切に実施するよう努めることとしたい。

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 内閣府（犯被）、内閣府、警察庁、厚生労働省 】

【施策番号 64・162】

【事前提出した計画案文等】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

(21) ワンストップ支援センターの設置促進

性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下「ワンストップ支援センター」という。）の設置を促進するため、以下の施策を推進する。

ア 内閣府（犯被）において、内閣府、警察庁及び厚生労働省の協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。【内閣府（犯被）、内閣府、警察庁、厚生労働省】

イ 内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施し、相談体制の充実を図る。【内閣府】

ウ 厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、当該制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができることの周知を図る。【厚生労働省】

【第21回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

○ 森山構成員

ワンストップ支援センターについて、内閣府、厚生労働省、警察など関係省庁が一体となってやっていく必要がある。計画案文では具体的な内容に乏しい。「財源確保に努める」など記載しなければ実効性がない。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

継続的に予算措置することが困難な調査研究事業について、長期的な基本計画に盛り込むことは馴染まず、また、ワンストップ支援センターに係る財政的援助について現段階で明記することは困難である。

しかし、ワンストップ支援センターの設置促進に係る施策にあっては、「ア～エ」に限られるものではなく、関係省庁が、必要に応じて連携し、各種施策を推進していくことを明らかにするため、下記案文を「オ」として追加することとする。

オ 上記施策のほか、関係府省庁において、必要に応じて連携し、ワンストップ支援センターの設置促進に資する施策を推進する。【内閣府（犯被）、内閣府、警察庁、厚生労働省】

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 内閣府（男女局） 】

【施策番号 209】

【事前提出した計画案文等】

- 暴力の被害実態等の調査の実施
内閣府において、配偶者からの暴力被害、性犯罪被害等、暴力の被害実態等を把握する調査を実施する。

【第 21 回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

- 中島構成員
調査研究の項目において、「暴力の被害実態等の調査の実施」が盛り込まれているが、ここにワンストップ支援センターに係る実証的調査研究についても盛り込めないか。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

原案を維持することとしたい。

御指摘の実証的調査研究については、今後継続的に予算措置がなされるか不明確であり、個別具体的な事業を基本計画に記載することは馴染まないと考える。

実証的調査研究については、仮に今後実施していくこととなっても、計画案文中のワンストップ支援センターの設置促進の項目の中のオに基づいて、実施していく施策の一つとして考える。

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 警察庁 】

【施策番号 16】

【事前提出した計画案文等】

○ 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。

【構成員の質問・発言】

○ 瀬川構成員

前回の会議において、警察庁から、新施策番号 16（司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置）について、期限目標の設定は困難であると説明がありました。しかし、期限目標の設定は困難であるとしても、その取組を促進するため、各都道府県警察における取組状況（どの都道府県で当該措置がとられているか等）について調査の上、これを公表すべきではないでしょうか。

例えば、以下のように修正してはどうか、ご検討下さい。

「犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進するとともに、警察庁において、都道府県警察におけるこれらの制度の導入状況を毎年公表する。」

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

原案を維持することとしたい。

構成員からの取組状況を公表すべきとの御意見は、公表することで全国一律の制度導入を促進するためのものと理解しているが、司法解剖後の遺体搬送費については、現在ほぼ全ての都道府県警察において予算措置がなされており、また、現在予算措置がなされていない県についても平成 28 年度予算について概算要求中であり、来年度には全ての都道府県警察で予算措置できる見込みであるため、御意見の趣旨を踏まえれば取組状況の公表を要しないものとする。

遺体修復費については、予算措置が未整備の地域もあるが、これは遺体修復業者が当該地域に存在しないなどの理由によるものである（なお、これらの地域についても司法解剖後の御遺体の修復は可能な範囲で警察官等の手により行われている。）。したがって、公表することにより、制度の導入促進が図られる余地に乏しいものとする。

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 警察庁 】

【施策番号 57】

【事前提出した計画案文等】

○ 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導する。

【構成員の質問・発言】

○ 瀬川構成員

前回の会議において、警察庁から、同 57（警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実について）について、期限目標の設定は困難であると説明がありました。しかし、期限目標の設定は困難であるとしても、その取組を促進するため、各都道府県警察における取組状況（どの都道府県で当該措置がとられているか等）について調査の上、これを公表すべきではないでしょうか。

例えば、以下のように修正してはどうか、ご検討下さい。

「警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導するとともに、都道府県警察におけるこれらの活用状況、運用状況等を毎年公表する。」

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員からの御意見を踏まえ、以下のとおり案文を修正する。

○ 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導するとともに、**都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況やカウンセリング費用の公費負担制度の措置状況を毎年公表する。**

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 警察庁 】

【施策番号 166】

【事前提出した計画案文等】

- 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進
警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。

【構成員の質問・発言】

- 伊藤構成員
被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークに、「生活支援専門職の諸団体（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）」もネットワークのメンバーに加えていただきたい。後半下線部について、「・・・相互の協力を強化する。」と文章を区切り、「今後、個別の事案毎に現場レベルのケース検討会議を開催することについて検討を行う。」と記載できないでしょうか。実際の事案に応じた対応力の向上を図るには現場レベルのケース検討会議が不可欠と考えます。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

原案を維持することとしたい。

構成員の、「被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークに、「生活支援専門職の諸団体（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）」もネットワークのメンバーに加えていただきたい。」との御意見については、既に現在も被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワーク（以下、「連絡協議会等」という。）のメンバーとして生活支援専門職の方々が所属する団体に御参加いただいているところであり、案文中に記載している団体は代表例を列挙しているにすぎないことから、原案を維持することとしたい。

構成員の、「今後、個別の事案毎に現場レベルのケース検討会議を開催することについて検討を行う。」と案文に追記すべきとの御意見については、ケース検討会議の内容が必ずしも明らかではないものの、個別の事例において中長期的な生活支援方策について検討を行う趣旨であると理解すれば、構成員が第21回会議でも御発言されており、連絡協議会等で実施する支援方策とは必ずしも一致しないため、案文に追記することは困難である。他方、個別の事例において急性期における支援方策について検討を行う趣旨であると理解すれば、現在正に連絡協議会等のメンバー間で連携して実施しているところであり、あえて案文に追記することは要しないものとする。

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 法務省・警察庁・厚生労働省 】

【施策番号 109】

【事前提出した計画案文等】

○ 被害児童からの事情聴取における配慮

法務省において、検察官が被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮し、また、警察等の関係機関と被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、どちらかが代表して聴取を行うことについて積極的に検討する取組を進めるなど、被害児童への配慮に努める。

【第 21 回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

○ 森山構成員

被害児童からの事情聴取に関して、「警察等の関係機関と被害児童の事情聴取に先立って協議を行い」とある。「等」は捜査機関だけを示しているものではないと思うが、「等」が示す関係機関を具体的に明示できないか。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の発言を踏まえ、以下のとおり、計画案文を修正する。

（修正後案文）

○ 被害児童からの事情聴取における配慮

法務省において、検察官が被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮し、また、警察、**児童相談所**等の関係機関と被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、**関係機関の代表者**が聴取を行うことについて積極的に検討する取組を進めるなど、被害児童への配慮に努める。

【関係省庁における再検討結果】

関係省庁（法務省、警察庁及び厚生労働省）において、計画案文について、再度検討した結果、以下のとおり、計画案文を再修正する。

（再修正後案文）

○ 被害児童からの事情聴取における配慮

法務省、**警察庁及び厚生労働省**において、**検察庁**、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討する**取組を進める**ほか、**検察官が**被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童への**配慮した取組を進めるに努める**。

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 法務省 】

【施策番号 120】

【事前提出した計画案文等】

- 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実
 - イ 法務省において、刑事裁判の公判前整理手続の期日や公判期日の決定についても、検察官が犯罪被害者等と十分な意思疎通を図り、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努める。

【第 21 回基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

- 川出構成員
 - 公判前整理手続の期日に関する犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えてもあまり意味はないのではないか。昨年 10 月の依命通達で、この公判前整理手続について、被害者の方がその傍聴を希望している場合については、検察官が相当と認めるときには希望を裁判所に伝えるということが書かれていたので、むしろ公判前整理手続については傍聴の希望を裁判所に伝えるという内容になるのではないか。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の発言を踏まえ、以下のとおり、計画案文を修正する。

- イ 法務省において、刑事裁判の公判前整理手続の経過や結果について、犯罪被害者等の希望に応じ、適宜の時期に、検察官がその経過及び結果について必要な説明をし、また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じて、犯罪被害者等の希望を裁判所に伝えるよう努める。

【構成員からの再質問・意見】

- 渡邊構成員
 - 公判傍聴のみに絞っており、公判前整理手続の傍聴希望が抜け落ちてしまっている。発言した構成員は、「依命通達を尊重して、公判前整理手続への傍聴希望も検察官が相当と認めた時は、その希望を裁判所に伝える。」という意味ではないかと思いません。再検討を望みます。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえ、以下のとおり、計画案文を修正する。

(修正後案文)

- イ 法務省において、刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果に関し、犯罪被害者等の希望に応じ、適宜の時期に、検察官がその経過及び結果について必要な説明をし、また、被害者参加人等が公判前整理手続等の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう努める。また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じて、犯罪被害者等の希望を裁判所に伝えるよう努める。

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 法務省 】

【施策番号 177】

【事前提出した計画案文等】

- 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実
法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。

【構成員の質問・発言】

- 伊藤構成員
「福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図るために、これら専門職の配置、連携事例の蓄積・検討を促進する。」の一文を追加していただきたい。検察庁においてこれら専門職配置を促進し、犯罪被害者等の生活再建を早期に見据えてコーディネートを図ることが、犯罪被害からの「回復」に効果があると考えます。(加害者支援ではすでに社会復帰のために福祉専門職配置がなされている。)

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

以下の理由により、修正は困難と思料する。

(理由)

検察庁では、警察等から事件の送致を受けた後、犯罪被害者等の生活再建が必要と判断する場合には、福祉・心理関係の専門機関等に協力を求めるなどの連携を図っているところであるが、事件送致前の段階で犯罪被害者等の対応をすることはあまりなく、また、刑事手続が終了すると、その後の犯罪被害者等の生活再建等のフォローを継続的に実施することも困難である。以上に照らし、犯罪被害者等の生活再建をコーディネートするため、検察庁に福祉・心理関係の専門職を配置するなどの必要性等については、費用対効果の観点も含め、慎重な検討を要する。

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 法務省 】

【施策番号 184】

【事前提出した計画案文等】

- 日本司法支援センターによる支援の検討
 - ア 日本司法支援センターにおいて、弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない認知機能が不十分な高齢者・障害者に対し、民事法律扶助による法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。

【構成員の質問・発言】

- 伊藤構成員
 - 下線部について、「法的支援及び生活再建の更なる充実に向けた検討を行う。」としていただけではないでしょうか。認知機能が不十分な高齢者・障害者に対し、司法支援を提供するとともに、地域の関係機関に確実につなぎ生活の立て直しを図っていくことも重要と考えます。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

構成員の意見を踏まえ、以下のとおり修正することとしたい。

（案文）

- ア 日本司法支援センターにおいて、弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない認知機能が不十分な高齢者・障害者に対し、その生活再建に資するよう、民事法律扶助による法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。

（理由）

日本司法支援センターは、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを基本理念（総合法律支援法第2条）として設立された法人であり、同法上、利用者に対して行う支援は法的支援に限られており、法的支援とは無関係に生活再建を支援することはできない。ただし、法的支援を通じて生活再建を支援することは可能であるので上記のとおり修正としたい。

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 法務省 】

【施策番号 202】

【事前提出した計画案文等】

○ 日本司法支援センターによる支援

イ 日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。

【構成員の質問・発言】

○ 伊藤構成員

下線部について、「・・・関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。」と文章を区切り、「犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとして社会福祉士および精神保健福祉士等を雇用し、その役割を果たせるよう体制整備に努める。」と追加していただきたい。日本司法支援センターの機能においてもケアマネジメントの発想をもち、関係機関・団体をコーディネートする視点が必要と考えます。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

以下の理由により、修正は困難と思料する。

(理由)

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを基本理念（総合法律支援法第2条）として設立された法人であり、同法上、利用者に対して行う支援は法的支援に限られており、社会福祉士及び精神保健福祉士（以下「社会福祉士等」という。）の資格に則した福祉の業務を行うこととなっていない。よって、支援センターにケアマネジメントの機能を持たせるためのコーディネーターとして専従する社会福祉士等を雇用することは困難である。

また、支援センターでは、犯罪被害者支援ダイヤルや地方事務所の窓口で、オペレーターや窓口対応専門職員が、相談窓口の紹介や法制度に関する情報の提供を行っており、相談窓口を紹介するに際して福祉関連の団体に関する知識が有用ではあるが、紹介先の相談窓口については、支援センターはデータベースを作成しており、これを参照できる体制で被害者対応に当たっていることから、社会福祉士等の資格・知識がなければ被害者対応に不都合が生じるわけではなく、現場からも、格別、オペレーターに福祉の有資格者を優先して採用すべきという声は聞かれない。

さらに、支援センターは、「被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの」の情報及び資料を収集して整理し、それを基に情報提供すること（総合法律支援法30条1項5号ロ）及び「被害者等の援助を行う団体」との間における連携の確保及び強化を図ること（同項7号）を本来業務としていることから、各地の被害者支援連絡協議会に参加するなどして、日常的に関係機関と協議や情報交換をしており、各関係機関と顔の見える関係を構築しており、福祉の専門的知識がこれらの業務に役立つ場面もあると思われるが、上記のような事情から、現場から、格別、これらの業務のために福祉の有資格者を配置すべきとの声は聞かれていない。

支援センターは、現在福祉機関との連携を強め、法的問題を抱えた高齢者等への支援の充実を図る「司法ソーシャルワーク」に取り組んでおり、内部に更に社会福祉士等を雇用しなくとも、その連携を強めることは可能であり、あえて社会福祉士等を更に雇用するために国費を投じた体制整備を行う必要性も乏しい。

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 文部科学省 】

【施策番号 54】

【事前提出した計画案文等】

- 被害少年に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等
 - ア 文部科学省において、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の適正な配置や犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。

【構成員の質問・発言】

- 瀬川構成員
 - 新施策番号62（被害少年に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等）について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置について、期限等の目標を設定することが必要な時期に来ていると考えます。仮に目標の設定が困難である場合でも、その取組を促進するため、各都道府県における取組状況（どの都道府県で当該措置がとられているか等）について調査の上、配置状況について公表すべきではないでしょうか。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

- 被害少年に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等
 - ア 文部科学省において、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の適正な配置や犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を通じて、平成31年度までにスクールカウンセラーを全公立小中学校に配置し、スクールソーシャルワーカーも全公立中学校区に配置することにより、学校における教育相談体制を充実させる。

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 厚生労働省 】

【施策番号 38】

【事前提出した計画案文等】

○ 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等

厚生労働省において、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者を対象に、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を実施し、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する知識の普及・啓発を推進する。また、都道府県・指定政令都市等の行政機関へ研修者終了名簿を配布し、相談体制の充実を図る。さらに、関係機関である国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所においても「犯罪被害者メンタルヘルス研修」を継続的に実施する。

【構成員の質問・発言】

○ 伊藤構成員

下線部について、「犯罪被害者等の精神的被害及び社会資源活用への理解について、医療・福祉関係者に対する知識の普及・啓発を推進する。」とできないでしょうか。医学的知識のみならず、犯罪被害者支援関連の福祉制度・サービス等の、実際の相談援助業務で活用できる知識も重要と考えます。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

ご指摘を踏まえて以下のとおり、案文を修正したい。

【計画案文（修正）】

○ 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等

厚生労働省において、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者を対象に、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を実施し、犯罪被害者等の精神的被害及び犯罪被害者等施策について、医療・福祉関係者に対する知識の普及・啓発を推進する。また、都道府県・指定政令都市等の行政機関へ研修者終了名簿を配布し、相談体制の充実を図る。さらに、関係機関である国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所においても「犯罪被害者メンタルヘルス研修」を継続的に実施する。

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 内閣府（犯被）、内閣府、警察庁、法務省 】

【施策番号 95】

【事前提出した計画案文等】

前回会議における骨子案において、「ストーカー事案等の安全確保方策」として検討中としていたもの。

【基本計画策定・推進専門委員等会議における構成員の発言】

○ 川出構成員（5月の会議における発言）

例えば、DV防止法の接近禁止命令とかストーカー規制法の禁止命令等の担保手段として、被害者に近づいてはいけないということを確保するために電子監視を導入することであれば検討に値するように思う。さらに、保護観察の遵守事項として、被害者に近づいてはいけないということが設定されているとのことですので、その担保手段として電子監視というのも考え得るかなと思う。

行政命令の担保手段、あるいは遵守事項の担保手段としての電子監視というのが法制度上どのように位置付けられるのかといった問題はあるが、検討事項の一つとして考えていただければと思う。

もし可能であれば、再被害のより詳しい実態、どの手続段階で起きているかどうかが分かれば、対応する施策も考えやすいと思うので、そういう調査をするということも考えていただければと思う。

【構成員の意見を踏まえての検討結果】

「第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」の「2 安全の確保」に、次の項目を盛り込むこととする。

○ 再被害防止のための安全確保方策の検討

内閣府、警察庁及び法務省が連携し、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案を始め被害者等が同一の加害者から再び被害を受けている実態やそのおそれ等を把握した上で、関係省庁とも連携して被害者等の安全確保方策について検討する。【内閣府（犯被）、内閣府、警察庁、法務省】

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 金融庁、財務省、内閣府(犯被) 】

【施策番号 18・224】

【事前提出した計画案文等】

前回会議における骨子案において、「預保納付金の活用方法の検討」として検討中としていたもの。

【構成員の質問・意見】

【検討結果】

○ 預保納付金の活用方法の検討

金融庁及び財務省において、平成 25 年度から犯罪被害者等の子供への奨学金の貸与及び犯罪被害者等支援団体への助成に支出している預保納付金について、これまでの運用状況等を検証し、内閣府（犯被）等の関係府省庁の協力を得て、犯罪被害者等の支援の充実に向けた方策を検討する。【金融庁、財務省、内閣府（犯被）】

【構成員からの再質問・意見】

○ 中曽根構成員

検討していただくことは大変ありがたいことと思います。

検討結果には「内閣府（犯被）等の関係府省庁の協力を得て・・・」とありますが、具体的にはどこの府省庁の協力を得て、どのような方向・方針で検討をお考えでしょうか。

【構成員の意見等を踏まえての検討結果】

協力を得る予定の関係府省庁は、犯罪被害者等の支援に関する制度を所管する府省庁を想定しており、内閣府（犯被）以外では、例えば、警察庁及び法務省を考えている。

検討の方向・方針については、預保納付金のこれまでの運用状況等を検証した上で決定すべきものと考えており、現段階において具体的にお示しすることは困難であるが、犯罪被害者等の支援の充実に向けた預保納付金の活用方法について検討することを考えている。

【構成員からの再質問・意見】

構成員からの意見に対する検討結果

省庁名【 国土交通省 】

【施策番号 172】

【事前提出した計画案文等】

今まで計画案文として提出していなかったものの、新たに「第4 支援等のための体制整備への取組」に下記案文を盛り込むこととする。

【構成員の質問・意見】

【検討結果】

○ 公共交通事故被害者への支援

国土交通省において、公共交通事故被害者支援室を設置し、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能等を担い、公共交通事故による被害者等への支援を行っている。引き続き、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進める。【国土交通省】

【構成員からの質問・意見】